

国立大学法人岐阜大学学長選考等実施要領

平成19年6月27日
学長選考会議決定

(趣旨)

第1 国立大学法人岐阜大学学長選考等要項(以下「選考要項」という。)第8に基づき、意向聴取投票の実施に関し、必要な事項を定める。

(意向聴取有資格者等)

第2 意向聴取の資格を有する者(以下「意向聴取有資格者」という。)は、常時勤務することを要する職員等のうち次の表に掲げる者とする。

| 区 分 | | 職 名 等 |
|--------|--|-------------------------|
| 役 員 | | 学長, 理事 |
| 職 員 | 教育職員 | 教授, 准教授, 講師, 助教, 助手 |
| | | 副校長, 教頭, 主幹教諭, 教諭, 養護教諭 |
| | 一 般 職 員 | 事務系職員 |
| | | 技術系職員 |
| | | 医療系職員 |
| | 副薬剤部長, 薬剤部主任, 診療放射線技師長, 副診療放射線技師長, 主任診療放射線技師, 栄養管理室長, 臨床検査技師長, 副臨床検査技師長, 主任臨床検査技師, 臨床工学技師長, 看護部長, 副看護部長, 看護師長, 副看護師長 | |

2 前項の規定にかかわらず、意向聴取投票の日において、次の各号のいずれかに該当する者は、投票することができないものとする。

- 一 休職中の者
- 二 長期病気休暇中の者
- 三 停職中の者
- 四 育児・介護休業中の者

3 意向聴取有資格者名簿(別紙様式第1号)は、第1項に定める職員から第2項に定める者を除いて作成する。

4 不在者投票に関し必要な事項は、別に定める。

(意向聴取投票管理委員会)

第3 意向聴取投票管理委員会(「以下「投票管理委員会」という。)」は、大学本部から3人並びに各学部(医学部を除く。), 医学系研究科・医学部, 医学部附属病院及び教育学部附属の学校から各2人(教育職員1人を含む。)の推薦された意向聴取有資格者をもって組織する。ただし、選考要項第5の規定により推薦された者は、委員になることができない。

2 投票管理委員会は、委員の互選により委員長を定める。

3 委員長は、投票管理委員会を招集し、その議長となる。

4 投票管理委員会は、全委員の過半数の出席をもって開催する。

5 投票管理委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(意向聴取投票の公示)

第4 意向聴取投票の公示は、選考要項第2第1号の場合は任期満了の日の70日前までに、第2第2号から第4号までの場合は、辞任の申出があったとき、欠員となったとき、又は解任の日以降できるだけ速やかに、次の事項を記載して、別紙様式第2号により行うものとする。

- 一 意向聴取投票を行う理由
- 二 意向聴取投票の日程
- 三 学長候補者の氏名、略歴調書及び主要業績に関する調書
- 四 学長候補者の大学運営に関する構想についての調書

2 前項の公示は、大学本部においては総合企画部長を、各学部（医学部を除く。）、医学系研究科・医学部、医学部附属病院、教育学部附属の学校及び各センターにおいてはその長（以下「部局等の長」という。）を通じて行うものとする。

(所信演説会)

第5 投票管理委員会は、意向聴取投票日の前日までに、学長候補者全員による所信演説会を開催するものとする。

2 所信演説会は、全ての職員が視聴できるよう工夫しなければならない。

(投票所)

第6 投票所は、3箇所とする。ただし、投票管理委員会が必要と認めた場合は、これを増すことができるものとする。

(投票用紙)

第7 第2の規定による意向聴取有資格者が投票を行うときは、本人が、指定された投票所において職員身分証明書（運転免許証等本人確認できるもの）を提示し、投票用紙を受け取り投票するものとする。

2 投票用紙は、別紙様式第3号（学長候補者が1人の場合は、別紙様式第3号の2）のとおりとする。

(開票)

第8 開票は、投票管理委員会が学長選考会議委員2名以上の立会いの上で行うものとする。

2 投票の効力は、投票管理委員会が決定するものとする。

(開票結果の確認)

第9 開票作業を終了したとき投票管理委員会は、開票結果集計票（別紙様式第4号（学長候補者が1人の場合は、別紙様式第4号の2））を作成し、開票結果の確認を行うものとする。

(意向聴取投票結果の報告)

第10 意向聴取投票を終了したときは、投票管理委員会は、開票結果集計票を添えて、その結果を別紙様式第5号により学長選考会議に報告するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、意向聴取投票の実施に関し必要な事項は、投票管理委員会が定めるものとする。

2 この要領の実施又は解釈に疑義があるときは、学長選考会議が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

公 示

学長候補者選考に係る意向聴取投票の実施について

国立大学法人岐阜大学学長選考等実施要領第4の規定に基づき、下記のとおり公示します。

記

1. 意向聴取投票を行う理由

学長の任期満了
学長の辞任申出
学長の欠員
学長の解任

に伴い、国立大学法人岐阜大学学長選考等要項第2

第1号
第2号
第3号
第4号

の規定に基づく学長候補者の選考を行うため、国立大学法人岐阜大学学長選考等要項第8の規定により意向聴取投票を行うものである。

2. 意向聴取投票の日程

(注) 学長選考会議が決定した実施計画に基づき作成する。

3. 学長候補者の氏名及び略歴

(注) 学長選考会議から意向聴取投票管理委員会に通知された略歴調書及び主要業績に関する資料をそのまま使用する。

4. 学長候補者の大学運営に関する構想についての調書(所信調書)

(注) 学長候補者から学長選考会議に提出された所信調書をそのまま使用する。

5. その他

(注) 投票用紙配布の際の確認方法等について記載する。

平成 年 月 日

意向聴取投票資格者各位

国立大学法人岐阜大学学長選考会議

印

要領第7関係
別紙様式第3号

(表)

| | |
|--------------------|--|
| 学長候補者選考に係る意向聴取投票用紙 | |
| の 大 岐 印 学 阜 | |

(裏)

| | |
|-----|---|
| 氏 名 | ○ 注意 一 学長候補者は必ず姓と名を書くこと。 二 投票は単記無記名であること。 |
| | |

備考 用紙は縦130mm, 横90mmとする。

要領第7関係
別紙様式第3号の2

(表)

| | |
|--------------------|--|
| 学長候補者選考に係る意向聴取投票用紙 | |
| 岐阜大学の印 | |

(裏)

| | |
|--------|--|
| 可否について | ○ 注意 一 可については○ 否については×を書くこと。 二 太枠内に記入すること。 |
|--------|--|

備考 用紙は縦130mm, 横90mmとする。

要領第9関係
別紙様式第4号

開票結果集計票

日 時 平成 年 月 日 午後 時 分～午後 時 分

開票立会人

_____ 印

_____ 印

_____ 印

_____ 印

| 投票総数 | 有効投票数 (うち白票数) | 無効投票数 |
|------|------------------|-------|
| | | |

有効投票内訳

| 氏 名 | 得票数 | 備考 |
|-----|-----|----|
| | | |
| | | |
| | | |

開票の結果を上記のとおり確認します。

意向聴取投票管理委員会委員長 _____ 印

要領第9関係
別紙様式第4号の2

開 票 結 果 集 計 票

日 時 平成 年 月 日 午後 時 分～午後 時 分

開票立会人

_____ 印

_____ 印

_____ 印

_____ 印

| 投票総数 | 有効投票数 (うち白票数) | 無効投票数 |
|------|------------------|-------|
| | | |

有効投票内訳

| 可 | 否 | 備考 |
|---|---|----|
| | | |

開票の結果を上記のとおり確認します。

意向聴取投票管理委員会委員長 _____ 印

要領第10関係
別紙様式第5号

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学学長選考会議 殿

意向聴取投票管理委員会
委員長

印

学長候補者選考に係る意向聴取投票の結果について（報告）

このことについて、平成 年 月 日（ ）に実施した学長候補者選考に係る意向聴取投票の結果を岐阜大学学長選考等実施要領第10第1項の規定により、開票結果集計票を添えて報告します。